

チェンナイ日本商工会会則

制定 2004年4月
改正 2009年5月
改正 2010年4月
改正 2011年4月
改正 2012年4月
改正 2013年4月
改正 2014年5月
改正 2015年5月
改正 2016年5月
改正 2017年5月
改正 2018年3月
改正 2023年5月
改正 2025年5月

第1章 総則

(名称)

第1条の1 本会はチェンナイ日本商工会(英文名 Japanese Chamber of Commerce and Industry, Chennai, JCCIC)と称する(以下、本会という)。

(登記)

第1条の2 本会の登記住所は次のとおりとする。

No.77, Chamiers Road, R.A.Puram, Chennai – 600028 Tamil Nadu, INDIA

(準拠規定)

第1条の3 本会は2012年4月2日に設立され、タミル・ナドゥ州ソサエティ登記法1975年(以下、「法」という)およびタミル・ナドゥ州ソサエティ登記規則1978年(以下、「規則」という)により規制される。

(管轄)

第1条の4 本会のソサエティ登記管轄はチェンナイ中央登記所とする。

(業務時間)

第1条の5 本会の業務時間は午前10時から午後5時、ただし、土曜、日曜および政府休日を除く。

第2章 目的

(目的)

第2条の1 本会の設立の目的は次の各号のとおりとする。

- (1) 利益を目的としない日印両国関係全般に関わる活動の企画、奨励、促進。
- (2) 日印間の経済協力を促進し、関係を強化すること。
- (3) 会員間の親睦および交流
- (4) 会員間の相互理解の促進。
- (5) 有識者、実業家、学者、創造的な芸術家などを招いたセミナー／講演会の実施。
- (6) 日印経済関係を補完する見地からの周辺国カウンターパートとの協力促進。

すべての収入、所得、動産・不動産、会費、寄付は本会が定款に記された目的のみに使用し、利益を上

げるために用いない。

会員や元会員、会員や元会員であると主張する者のために利益を直接または間接に配当やボーナス等で支払ったり、移転してはならない。

会員は会員であることを理由に本会の動産・不動産、利益、蓄積された財産について請求することはできない。

第3章 定義

(定義)

第3条 本会則の定義は、別に定めのない限り次の各号のとおりとする。

第3条の1 「法」は「タミル・ナドゥ州ソサエティ登記法 1975 年」を指し、時々の改正や変更を含む。

第3条の2 「変更」、「改正」は追加および変更を含む。

第3条の3 「執行役理事」は理事会で任命された執行役理事をいう。

第3条の4 「資金」は理事会に委ねられた本会に帰属する全ての投資と資金をいう。

第3条の5 「総会」は本会を構成する会員全体をいう。

第3条の6 「事務局長」は理事会で任命された事務局長をいう。

第3条の7 「理事会」は「法」第 15 条で定められた会長、副会長、事務局長、会計および理事で構成し、会則の定めにより本会の運営にあたる。理事会は「法」第 2 条 A で定義されている「委員会」と同様の意味を有するものとする。

第3条の8 「会員」は日本企業(支店、駐在員事務所、連絡事務所、プロジェクトオフィスを含む)、日本企業のインド子会社/合併会社、日本政府機関、タミル・ナドゥ州およびタミル・ナドゥ州と経済的につながりのある地域の日本人駐在員およびインド人のうち、会則により入会が認められ、所定の会費を納入し、名簿に記された法人(人)をいう。

会則に則して退会したり、追放された場合は含まないとともに、「法」に基づき会費を納入期限より 2 ヶ月以上滞納した法人(人)は第4条3に記すとおり「会員」とみなすことはできない。

第3条の9 「規定」は「法」のもとで規定されているものをいう。

第3条の10 「規則」は「タミル・ナドゥ州ソサエティ登記規則 1978 年」を指し、時々の追加や変更を含む。

第3条の11 「ルール」は「規則」のルールをいう。

第3条の12 「セクション」は「法」の条文をいう。

第3条の13 「ソサエティ」はチェンナイ日本商工会をいう。

第3条の14 「年」は 3 月 31 日に終了する会計年度をいう。

第3条の15 単数扱いの単語は複数を含み、またその逆も意味する。

第3条の16 男性形の単語は女性形を含み、またその逆も意味する。

第4章 会員

(資格)

第4条の1 会員資格はタミル・ナドゥ州およびタミル・ナドゥ州と経済的につながりのある地域の日本企業(支店、駐在員事務所、連絡事務所、プロジェクトオフィスを含む)、日本企業のインド子会社/合併会社、日本政府機関、日本人駐在員およびインド人個人に対して開かれており、本会の目的について直接または間接に関心を持ち、会則に照らして会員資格を満たしており、かつ理事会の承認を得るものとする。

会員資格を提供することが本会にとって有益と判断される場合は、上記にかかわらず理事会は、在タミル・ナドゥ州およびタミル・ナドゥ州と経済的につながりのある地域の日系以外の企業に対しても資格を認めることができる。

入会を希望する企業や機関は、会長宛の入会申し込み書を理事会に提出するものとする。

理事会は入会申請を正当な理由で拒否することができ、理事会の判断が入会に関わる最終判断となる。入会拒否の理由は、理事会が必要と認めた場合に当事者に伝えることができる。

理事会は、本会の活動に対して特別の功績があった人や、その経験に基づくアドバイスが本会の目的を追求する上で有益であると考えられる人とのコネクションを作るため、名誉会員を任命することができる。

(会費)

第4条の2 入会金と年会費は次のとおりとする(公租公課を除く)。

入会金(入会時のみ)	2,000 ルピー
年会費(2023 年 4 月 1 日より)	月額 2,000 ルピー

年会費は入会時から当該年度の残りの月数に応じて納めるものとする(月割り)。月途中であっても1ヶ月とみなす。

いったん納めた年会費は退会しても返金されない。

(入会金および年会費の支払期日)

第4条の3 入会金は入会時に支払わなければならない。

年会費は年次総会終了後2ヶ月以内に支払わなければならない。
ただし、新入会員については、入会日から1ヶ月以内に会費を支払わなくてはならない。

(退会または除名)

第4条の4 理事会は、次に掲げる事由により会員の退会、除名の権限を有する。

- A 会員より退会届を受領したとき。
- B 反社会的活動やインド、および/または日本へ悪影響を引き起こす可能性のある活動に関与していることが判明したとき。
- C 裁判所から有罪判決または破産宣告を受けたとき。
- D 会の目的に敵対する宣伝活動を行ったことが判明したとき。
- E 年会費を期限内に支払わず、上記の4条3で定められた納期限から2ヶ月を超えて滞納したとき。
- F 故意に会則を無視したり、理事会の決定に従わないとき。
- G 会員企業が解散または撤退したとき。

注: 会員資格の停止に関わる理事会の決定について、理事会は当該会員に伝達することができる。

(会員の負債)

第4条の5 会員の負債は、会費の未払い分、または、会則違反に対する罰則としての特別な課徴金に限定されなければならない。

第5章 総会と理事会

(運営)

第5条 本会は運営にあたり総会と理事会の2つの機関をおく。

第6章 総会

(総会の構成)

第6条の1 総会は任意の時点で本会の会員名簿に名前が記された会員で構成される。

(会議)

第6条の2 総会は年に1回以上開催するものとし、理事会メンバーの3分の1以上または会員の3分の1以上の要請がある場合は臨時総会を開くものとする。

会員総数の3分の1を計算する際は端数を切り捨てる。

(注意点)

第6条の3 総会や臨時総会を開く際は最低でも21日前に日時、場所、議案とともに会員に通知されなくてはならない。通知は、「法」第26条と「規則」第25条に沿ったものでなければならない。

(定足数)

第6条の4 総会の定足数は最低でも会員総数の半数以上が出席しなくてはならない。

定足数には、総会に出席できない会員から書面で提出された委任状の数を含めることができる。

定足数に足りないため総会を延期した場合は、延期された会議に出席した会員が定足数を形成するものとする。

総会に出席できない会員は、別の会員を代理に立てる書面通知を会長宛に提出することで、委任投票を行うことができる。

代理人は「法」の規定に従うことを条件として、議決権を有する。

総会では、「法」や「規則」に基づき理事会で決議すべき事項を除き、すべての決定は出席会員の半数以上の賛同を得なければならない。

(年次総会)

第6条の5 「法」第26条の規定に従い、毎年、12ヶ月の間隔をおいて年次総会を開催する。

総会においては会員の中から新しい理事会メンバーを選任し、新理事会の任期は次の年次総会終了までとする。さらに本会の年次会計の承認および新しい監査人の任命を行う。

(臨時総会)

第6条の6 「法」第28条および「規則」第27条に従い、臨時総会については、総数の3分の1を上回る会員から、緊急案件を議論するための開催要請を文書で受け取った日から1ヶ月以内に、最短で21日前の事前通知をもって開催しなくてはならない。

臨時総会の定足数は会員総数の半数以上が出席しなくてはならない。

決定は「法」および「規則」に従い、出席者の最低でも半数以上の投票を確保しなくてはならない。

臨時総会に出席できない会員は、別の会員を代理に立てる書面通知を会長宛に提出することで、委任投票を行うことができる。代理人は「法」の規定に従うことを条件として、議決権を有する。

（会員の義務）

第6条の7 会員の義務は次に掲げる事項を含むものとする。

- A 会の目的を達成するために導くこと。
- B 方針やその他関連する事項を決定すること。
- C 理事を選任すること。
- D 本会が必要とする関連情報や詳細を会に提供すること。
- E 「法」、「規則」や本会の目的に反する活動に手を染めないこと。

（権利と特権）

第6条の8 会員は本会が参加を呼びかけるすべての会合、懇談会などに参加することができる。

（会合の場所）

第6条の9 すべての総会はインド国内で開催されなければならない。会場は随時理事会が決定する。

第7章 理事会

（理事会の構成）

第7条の1 本会業務の運営・管理は理事会に帰属する。理事会は次のとおり構成される。

- A 会長 1名
- B 副会長 2名
- C 事務局長 1名
- D 会計 1名
- E 執行役理事 8名

（管理）

第7条の2 本会の監督、管理、業務の指示、およびその収入と財産（動産および不動産の両方）は理事会に委託されなければならない。

（任期）

第7条の3 理事会メンバー（会長、副会長、事務局長、会計、執行役理事）の任期は、一時的な欠員や設立後最初の年次総会時を除き、任命時から1年間とする。

（会合）

第7条の4 理事会は、通常月1回または随時決定に応じ会合を持つが、同一会計年度内に最低8回開催しなくてはならない。

（注意点）

第7条の5 理事会の開催は最短21日前、議題と一緒に日時、会場について通知されなければならない。

（定足数）

第7条の6 理事会の定足数は最低でも定員の3分の2以上が出席しなくてはならない。定足数に足

りないため理事会を延会した場合は、延期された会合に出席した理事が定足数を形成するものとする。

(緊急会合)

第7条の7 緊急会合は定足数が満たされていれば24時間前の通知で開催することができる。定足数に足りないため延会した場合は、延期した会合に出席した理事が定足数を形成するものとする。

(会合の場所)

第7条の8 理事会は理事会の決定によりインド国内の任意の場所で開催することができる。

(機能と権限)

第7条の9 理事会の機能と権限は次のとおり。

- A 本会業務の運営および管理。
- B 年次会計の検討および承認。
- C 理事会が必要と判断したときに弁護士を雇い相談すること。
- D 理事会が選んだ銀行に口座を開くこと。
- E 本会やその役職員、本会の業務に関わる訴訟についてのすべての法的手続きの開始、指揮、弁護、放棄、債務の返済に関わる妥協案作り、本会に関わるクレーム、要求についての争議調停、表彰の実施
- F すべての決定は理事会に出席したメンバーの半数以上の票を得なければならない。

理事会はまた、以下の追加機能と権限を有するものとする

- G 本会活動の目標、企画、プログラムの準備。
- H 選挙を実施するための選挙管理人の任命。
- I 展示会、セミナー、会議、記者会見やその他の合法的な集会の開催。
- J 所定の収入から得られた資金の使徒と利用の決定。
- K 委員会の設置および特殊事項を審査するための部会の設置。その組織及び運営方法は理事会で決定する。

(理事会の職務)

第7条の10 理事会の職務は次のとおり

- A 理事会はそのメンバーから会長を選任し、会長はすべての理事会および総会を主宰する。
- B 理事会は、副会長、事務局長、会計を選任し、その他のメンバーを執行役とする。
- C 理事会メンバーの役職は、役職を兼務することができることとする。兼務に際しては、理事会の承認を得るものとし、業務の執行にあたってはコンプライアンスの順守に支障のないようにする。

(会長、副会長、事務局長、会計および執行役の権限と義務)

第7条の11 会長、副会長、事務局長、会計および執行役の権限と義務は次のとおりとする。

- A 会長
 - A1 すべての理事会および総会の主宰。
 - A2 票が同数に割れた場合に決定票を投じること(ただし選挙を除く)。
 - A3 議題の追加権。
 - A4 本会を代表しての署名または署名権者の任命。
 - A5 すべての会員とともに本会や理事会の活動について責任を負う。
 - A6 本会の活動全般の管理、指導。
 - A7 本会や理事会を代表しての対応。
 - A8 理事会への年次会計および予算の提出。
 - A9 理事会を代表して(財務を含む)、本会に関わる管理運営全般を取り仕切る。これには役職の新設、給与/報酬/手当等の決定、職員の採用、短期の雇用、本会の目的の実現に必要な物品

の購入を含む。ソサエティ登記官の前で本会を代表する。

A10 理事会の業務を審査し承認すること。

A11 会の法人印の使用を理事会に委任するなど、円滑な運営のために理事会へ特定の権限を委任すること。

A12 翌年度の行動計画の決定。

A13 必要に応じ会員の意見、助言等を求める為、会合を召集する。召集する会員法人は会長自らこれを決定し、出席者は会員法人の代表者又はその代理人とする。

B 副会長

B1 会長の業務の補助および調整。

B2 会長不在時の会議の主宰および会長の代行。

C 事務局長

C1 会長、副会長の同意を得て総会、理事会の招集。

C2 理事会と総会を召集し、出席すること。

C3 会員制度を整備し、理事会および総会の適切な議事録を会議録として保管。すべての会議録は本会の業務時間中は事務所において会員が供覧できるようにすること。

C4 本会や理事会の記録の管理保管。

D 会計

D1 本会の収入、支出勘定の管理。

D2 理事会の方針に従い支出、投資を行うこと。

D3 帳簿をつけ、年間予算案を作成し、回収等を行うほか、会長の委託による作業を行うこと。

D4 翌年度予算を準備する前に、利用可能な資金について、会長と相談すること。

D5 勘定は総会で任命された監査人により会計年度ごとに監査を受けること。

E 執行役理事

E1 原則としてすべての理事会と総会に出席すること。

E2 会議に欠席する場合は会に連絡すること。

E3 会長の委託による特命事項を行うこと。

(一時的な欠員の補充)

第7条の12 死亡、辞任、その他の理由により理事会メンバーに一時的な欠員が生じたとき、理事会は新しい理事を任命することができる。任命は総会に報告しなければならない。

(選出方法)

第7条の13 理事会メンバーは総会において会員の中から無記名投票または挙手によって選ぶことができる。すべての年次総会で理事全員は辞職しなければならないが、再任は可能である。

理事会メンバーは法人とし、以下の方法に基づき推薦・選任される。

(a)推薦は理事会メンバーからの支持表明(セコンド)によって為され、被推薦者は選出されたら意欲を持って務めることを表明しなくてはならない。

理事会メンバーの構成は、会員の業種に配慮するものとする。

理事会メンバーは法人とし、選出された場合はその法人の代表が務めるものとする。推薦の届出は総会開催の30日以上前に事務局長に届かなければならない。

(b)選出された新理事の任期は当該総会の終了後から始まる。

(会則や定款の変更)

第8条 本会は本会の目的、趣旨などを変更、拡大または削減することができる。定款、会則の変更は「法」12条および「規則」14条を合わせ読み、かつ、ソサエティ登記所が時々通知するガイドラインに応じて実行されなくてはならない。

会則の変更には、理事会において3分の2以上の出席者の賛成を得たあと、総会または臨時総会において、最低でも半数以上の出席会員の賛成を得なければならない。

変更後の定款、会則はソサエティ登記所で登記しなければならない。

(資産と資金)

第9条 小口現金を除き、すべての資金は銀行に保管し、会計および会長が管理する。

2 すべての資産と資金は会に帰属し、個別の会員には帰属しない。

3 本会に付随するすべての支出と収入は理事会の指示に従わなければならない。

(会計と監査)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日としなければならない。

2 本会は適正な会計帳簿を保持し、各会計年度の満了時には監査人と協議し会計報告を準備する。

3 本会の会計報告は毎年、年次総会において会員から任命された監査人の監査を受けなければならない。

4 会計帳簿の準備および監査は「法」第16条および「規則」第18条と第19条に従い行われるものとする。

(解散または清算)

第11条 会員は総会において4分の3以上の賛成多数により、本会の所有物や動産・不動産、債権債務を処分と清算するための手続きを行い、本会を一定の期日内に解散させるという特別決議を決定することができる。

本会の解散に際し、すべての債権債務の清算後にまだ資産が残るような場合は、その資産を会員全体や特定の会員に対して支払ったり分配するようなことはせず、本会と同一または似たような目的を持つその他の登記ソサエティ、または団体、個人に譲渡するものとする。

また、会員間で争議が起こった場合は、本会のソサエティ登記所と同じ管轄にある最も高位の裁判所に付託されなければならない。さらに、これらの解散または清算は第40条から第44条までの「法」、第34条から第37条までの「規則」に従って実施されなければならない。

(合併または分割)

第12条 会員は総会において4分の3以上の賛成多数により、登記官による事前の手続き承認のもとに、本会の解散もしくは2つまたは2つ以上への分割の有無に関わらず、本会を一定の期日内にその他の登記ソサエティと合併させるという特別決議を決定することができる。

同決議は合併の提案とともに本会の資産と負債の分割についての提案を含むものとする。

さらに、合併または分割によって生じた新しいソサエティは「法」にもとづいて正当に登記されるまでは効力を持つことはない。

新しいソサエティを登記することで、「法」第18条の規定に従い、特別決議で指定された方法により、元の登記ソサエティの資産および負債は新団体に譲渡される。

さらに、これらの合併または分割は「法」第18条、第30条、第31条「規則」第28条から第29条に従って実施されなければならない。

(会則および付則)

第13条 理事会は、「法」第6条および第8条の規定および「規則」第6条に従い、本会の業務運営にかかわる会則および付則の作成、修正、変更、廃止を行う権限を持つ。

本会は会員から文書による要請と所定の手数料を受領したときは、受領した日から7営業日以内の営業時間内に、定款または会則または貸借対照表または出納簿の写しを提供しなくてはならない。会員へ当該文書を提供する手数料は1ページあたり1ルピーを超えてはならない。

(収入)

第14条 収入源は次のとおりとする。

- 一 会員の入会金、年会費
- 二 助成金、特別な寄付
- 三 本会が主催するセミナー／講演会への参加者からの入場料、登録料
- 四 インド所得税法(1961)第11条5項によって許容されている投資および預金からの収入
- 五 特別賦課金(もしあれば)

注意:すべての収入は会の目的の推進のために使用されなければならない。

(会員の登録)

第15条 本会は会員の氏名、住所、職業を記した名簿を管理し、その名簿は営業時間中は会員に対して無料で閲覧できるようになっていなくてはならない。

会員と理事会メンバーにかかわる変更は、変更された日から3ヶ月以内に「規則」第17条に従いチェンナイのソサエティ登記所に届け出なければならない。さらに、理事会メンバーの変更の場合には、変更を承認した決議を添付しなければならない。

(法的手続き)

第16条 本会が訴訟に関わるときは、タミル・ナドゥ州で適用可能な「法」第19条から第23条の規定に従い、会長名で対応する。

(法人印)

第17条 理事会は会のために法人印を持たなくてはならない。理事会は任意の時期にそれを廃棄し、新しいものに代える権限を持つ。理事会は法人印を安全に管理し、法人印は理事会の決議による場合以外は、但し、例外として理事会の委任や理事会の決定により委任された人物を除き、使うことはできない。

(監査人)

第18条 会員は年次総会において、年次会計を監査するために「法」第16条1項および「規則」第21条に従い監査人を選任しなければならない。監査人の任期は次の年次総会終了までとする。

監査人の報酬は年次総会で決めるものとする。監査人は本会の会員にはなれない。

(法の適用)

第19条 「法」のすべての条文、「規則」のすべての条文、ならびにタミル・ナドゥ州において本会に適用される法律はここに言及されていなくても適用される。

(真正証明)

第20条 これは会則の正しいコピーであることが認定された

以上

付則

(委員会)

第1条 本会の目的を実現するために、委員会を設置することができる。委員会の設置は理事会において決定する。委員会には委員長を置く。委員長の選出方法については、理事会が決定する。委員長の任期は、選任後初めて開催される総会終了の時点を超えないものとする。

但し、再任を妨げない。委員会の名称、組織等、必要な事項は理事会において決定する。各委員会の委員長は、理事会の要請があった場合、理事会に参加し、必要に応じ、報告・提案・意見交換等を行うものとする。

(総領事館)

第2条 理事会の要請により在チェンナイ日本国総領事館関係者は総会、理事会、各会合にオブザーバーとして出席できるものとし、必要に応じて報告、連絡等の紹介、案内を行うことができる。

以上